

神奈川海区漁業調整委員会指示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定により、神奈川県地先海面におけるいわしの採捕を目的とする中型まき網漁業の操業について、次のとおり指示する。

なお、この指示の有効期間は、令和 7 年 5 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日までとする。

令和 7 年 月 日

神奈川海区漁業調整委員会

会長 櫻 本 和 美

1 東京内湾

旧羽田沖灯浮標位置（北緯 35 度 32 分 11.7 秒、東経 139 度 49 分 6.4 秒）、旧川崎航路第 2 号灯浮標位置（北緯 35 度 30 分 20.2 秒、東経 139 度 47 分 58.6 秒）、J F E スチール扇島第 4 号灯浮標（北緯 35 度 28 分 24.8 秒、東経 139 度 45 分 1.3 秒）、旧横浜根岸第 2 号灯浮標位置（北緯 35 度 23 分 39.3 秒、東経 139 度 41 分 2.9 秒）、横須賀市猿島北端及び同市旗山埼突端を順次結んだ線以西の海面における操業を禁止する。

2 東京湾

横須賀市観音埼突端、同市久里浜地先海瀬島灯標（北緯 35 度 12 分 43.4 秒、東経 139 度 44 分 7.2 秒）及び三浦市劔埼突端を順次結んだ線以西の海面における操業を禁止する。

3 相模湾

- (1) イとロを結んだ線以東の海面における操業を禁止する。
- (2) イ、ロ、ハ及びイを順次結んだ線によって囲まれた海面における操業は、同時に操業する統数を 6 箇統以内とする。
- (3) ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル及びヲを順次結んだ線以北の海面における操業を禁止する。ただし、関係漁業者等との間に操業に関する協議が成立し、神奈川海区漁業調整委員会の承認を得た場合は、この限りでない。

備考 上記(1)、(2)及び(3)のうち符号によって示される点の位置は、次のとおりとする。

- イ 横須賀市長ヶ崎突端
- ロ 逗子市大崎突端
- ハ イと中郡大磯町大磯港西防波堤灯台を結んだ線とロと足柄下郡真鶴町笠島（通称三ツ石）南端を結んだ線との交点
- ニ イと中郡大磯町大磯港西防波堤灯台を結んだ線と藤沢市江の島江の島灯台と足柄下郡箱根町二子山凹点を結んだ線との交点
- ホ 藤沢市江の島江の島灯台と足柄下郡箱根町二子山凹点を結んだ線と中郡大磯町高麗山頂点と静岡県熱海市岩戸山頂点を結んだ線との交点
- ヘ 中郡大磯町高麗山頂点と静岡県熱海市岩戸山頂点を結んだ線と小田原市酒匂川河口左岸と静岡県熱海市初島東端を結んだ線との交点
- ト 小田原市酒匂川河口左岸と静岡県熱海市初島東端を結んだ線と静岡県熱海市魚見崎と足柄下郡真鶴町笠島南端を結んだ線の延長線との交点
- チ 足柄下郡真鶴町真鶴にある戎崎に設置した石柱（神奈川県漁場基点第202号）から80度44.3分1,000メートルの所とりを結んだ線とトとルを結んだ線との交点
- リ 足柄下郡真鶴町笠島南東端から144度14.2分400メートルの所
- ヌ 足柄下郡真鶴町真鶴にある黒崎に設置した石柱（神奈川県漁場基点第203号）から194度14.2分500メートルの所とりを結んだ線とトとルを結んだ線との交点
- ル 足柄下郡真鶴町笠島南端と静岡県熱海市魚見崎を結んだ線とヲから静岡県熱海市初島初島燈台中心点を見通す線を0度としてヲを中心とする左回り34度20分の線との交点
- ヲ 神奈川県と静岡県境にある千歳橋の下流端の中央
（方位は、真方位による）